

課 長	係 長	照 査	積 算	設 計

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 8 年度			
設計年月	令和	年	月	
事業名	市有地境界明示事業			
予算科目	款	項	目	節
履行箇所	京都市市内一円			
路線名又は河川名称等				
委託業務名	(単価契約) 市有地土地境界明示測量委託			
履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで			
事業課(所)	管財契約部資産管理課	単価使用年月	令和	年 月
委託番号		歩掛適用年月	令和	年 月
変更回数		基準適用年月	令和	年 月
前払金支出		単価地区		

チェック欄	

委託概要

用地測量			
打合せ協議及び踏査	1式	・ 4級基準点測量	1式
補助基準点の設置	1式	・ 現況実測平面図作成	1式
境界標設置	1式	・ 境界確定測量	1式
横断面図作成	1式	・ 土地境界確認書（調印用）作成	1式
面積計算	1式		

委託理由

本業務は、市有財産の適正な管理を行うため、土地境界の明示に必要な測量の実施及びその成果品の作成を委託するものである。

		設 計 額		請 負 額	
		金 額	増 減 額	金 額	増 減 額
委 託 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 委 託 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消 費 税 相 当 額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
		前回	円	円	円
		今回		円	

業 務 委 託 総 括 表 (諸経費込み)

名 称	細 別	単 位	設 計			適 要
			数 量	単 価	金 額	
打合せ協議						
	打合せ協議	6箇所	業務	5		第1号 内訳表
基準点測量						
	4級基準点測量	(1万㎡当たり35点)	点	10		第2号 内訳表
	補助基準点の設置	(1万㎡当たり10点)	点	10		第3号 内訳表
用地測量						
	現況実測平面図作成	(繁華地, 1万㎡当たり, S=1/250)	万㎡	0.16		第4号 内訳表
	現況実測平面図作成	(繁華地以外, 1万㎡当 たり, S=1/250)	万㎡	0.04		第5号 内訳表
	境界標設置	(コンクリート杭, 支給)	本	5		第6号 内訳表
	境界標設置	(金属プレート, 支給)	枚	10		第7号 内訳表
	境界確定測量	(繁華地)…500㎡当 たり, 5点	点	32		第8号 内訳表
	境界確定測量	(繁華地以外)…500㎡ 当たり, 5点	点	8		第9号 内訳表
	横断面図作成	(繁華地)…1km当 たり 50本	本	8		第10号 内訳表

京 都 市 行 財 政 局

業 務 委 託 総 括 表

名 称	細 別	単 位	設 計			適 要	
			数 量	単 価	金 額		
	横断面図作成	(繁華地以外)…1km当 たり50本	本	2			第11号 内訳表
	土地境界確認書(調 印用)作成	(1万㎡当たり, S=1/250)	万㎡	0.20			第12号 内訳表
	面積計算	(繁華地, 1万㎡当たり)	万㎡	0.04			第13号 内訳表
	面積計算	(繁華地以外, 1万㎡当 たり)	万㎡	0.02			第14号 内訳表
委託業務価格							
消費税及び 地方消費税			式				10%
委託業務費							

京 都 市 行 財 政 局

【第1号 内訳表】

打合せ協議

名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
打合せ協議		業務	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

京 都 市 行 財 政 局

【第2号 内訳表】

4級基準点測量…(1万㎡当たり35点)

名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
4級基準点測量…(1万㎡当たり35点)永久標識なし		点	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

【第3号 内訳表】

補助基準点の設置(1万㎡当たり10点)

名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
補助基準点の設置(1万㎡当たり10点)		点	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

【第4号 内訳表】

現況実測平面図作成(繁華地, 1万㎡当たり, S=1/250)

名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
現況実測平面図作成(繁華地, 1万㎡当たり, S=1/250)		万㎡	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

【第5号 内訳表】 現況実測平面図作成(繁華地以外, 1万㎡当たり, S=1/250)					
名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
現況実測平面図作成(繁華地以外, 1万㎡当たり, S=1/250)		万㎡	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

京 都 市 行 財 政 局

【第6号 内訳表】 境界標設置(コンクリート杭, 支給)					
名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
境界標設置(コンクリート杭, 支給)		本	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

【第7号 内訳表】 境界標設置(金属プレート, 支給)					
名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
境界標設置(金属プレート, 支給)		枚	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

京 都 市 行 財 政 局

【第8号 内訳表】

境界確定測量(繁華地)…500㎡当たり, 5点

名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
境界確定測量(繁華地)…500㎡当たり, 5点		点	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

【第9号 内訳表】 境界確定測量(繁華地以外)…500㎡当たり, 5点					
名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
境界確定測量(繁華地以外)…500㎡当たり, 5点		点	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

京 都 市 行 財 政 局

【第10号 内訳表】

横断面図作成(繁華地)…1km当たり50本

名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
横断面図作成(繁華地)…1km当たり50本		本	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

京 都 市 行 財 政 局

【第11号 内訳表】

横断面図作成(繁華地以外)…1km当たり50本

名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
横断面図作成(繁華地以外)…1km当たり50本		本	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

【第12号 内訳表】 土地境界確認書(調印用)作成 (1万㎡当たり, S=1/250)					
名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
土地境界確認書(調印用)作成 (1万㎡当たり, S=1/250)		万㎡	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

【第13号 内訳表】

面積計算(繁華地, 1万㎡当たり)

名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
面積計算(繁華地, 1万㎡当たり)		万㎡	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

【第14号 内訳表】

面積計算(繁華地以外, 1万㎡当たり)

名 称	細 別	単 位	数 量	金 額	適 用
面積計算(繁華地以外, 1万㎡当たり)		万㎡	1		
直接測量費					
諸経費		式	1		
委託業務価格					有効数字4桁(5桁目切捨て)
消費税相当額		式	1		×10.0%
委託業務費					

見積単価

見積参考資料

境界標設置(コンクリート杭, 支給)

10本当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
測量主任技師		人	0.0	
測量技師		人	0.0	
測量技師補		人	0.9	
測量助手		人	0.7	
測量補助員		人	0.7	
機械経費		式	1	直接人件費の3.0%
通信運搬費		式	1	直接人件費の0.0%
材料費		式	1	直接人件費の6.5%

境界標設置(金属プレート, 支給)

10枚当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
測量主任技師		人	0.0	
測量技師		人	0.0	
測量技師補		人	0.6	
測量助手		人	0.5	
測量補助員		人	0.0	
機械経費		式	1	直接人件費の1.5%
通信運搬費		式	1	直接人件費の0.0%
材料費		式	1	直接人件費の1.5%

特記仕様書

委託業務名 (単価契約) 市有地土地境界明示測量委託
履行場所 京都市市内一円
履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(総則)

第1条 本特記仕様書は、京都市が単価契約を締結して発注する市有地境界明示測量業務委託（以下土地境界明示測量）に関し、必要な特記事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本委託業務は、京都市有地土地の境界及び面積等を明らかにし、土地境界明示図等を作成するものである。

(委託測量の実施)

第3条 本委託業務は、この「特記仕様書」によるほか、「業務委託契約書」、「測量業務共通仕様書」及び別添の「測量作業共通仕様書」、「京都市土地境界明示書等作成要領」に基づき実施しなければならない。土地の隣接関係により、「土地境界明示書等作成要領」ではなく、国有地、道路、里道、水路の管理者の作成要領に基づく図面作成となる場合があるので、指示時において最新の要領を使用するべく留意すること。

なお、委託測量の実施内容については、単価契約測量指示書（以下指示書）により、本市監督員が指示するものとする。

(契約単価)

第4条 契約単価は、土地境界明示測量に必要な一切の経費に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(着手前提出書類)

第5条 受託者は、着手前に次の書類を提出して、本市職員の承認を得なければならない。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 業務委託契約書の写し | (1部) |
| (2) 主任技術者通知書、主任技術者経歴書 | (1部) |
| (3) 測量機器検定書（契約日より1年以内） | (1部) |
| (4) その他必要書類 | (1部) |

(主任技術者)

第6条 主任技術者は、実務について十分な技術と経験を有する測量士でなければならない（経歴書添付のこと）。

(秘密の保持)

第7条 受託者は市が提供した資料及び本委託によって知り得た一切の事項を漏洩してはならない。なお、市から提供された資料は、業務終了後、速やかに返却しなければならない。

(疑義)

第8条 受託者は、作業の実施を行う場合において、この特記仕様書、測量作業共通仕様書等に疑義を生じたときは、本市職員の指示を受けなければならない。

(土地境界明示測量)

第9条 土地境界明示測量の種別は、次に掲げるとおりとする。

なお、市有地の中に設置するコンクリート境界標、プレート境界標は本市支給品とする。

- (1) 4級基準点測量
- (2) 補助基準点の設置
- (3) 現況実測平面図作成
- (4) 境界標設置
- (5) 境界確定測量
- (6) 横断面図作成
- (7) 土地境界確認書(調印用)作成
- (8) 面積計算

(期間)

第10条 履行期間は、次の日数を標準とし指示書に明記する。

ただし、特別な事情により監督員の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

- ・成果品提出期日 21日以内

(立入り)

第11条 作業のために他人の土地に立ち入る必要があるときは、あらかじめ土地の所有者及び占有者に対して協力を求め、その承諾を得なければならない。

なお、他人の財物に損害を与えたときは、賠償その他一切の事項を受託者の責において処理しなければならない。

(貸与品及び支給品)

第12条 貸与品及び支給品については、その受払状況を記録した帳簿を備え、常にその管理状況を明らかにしておかななければならない。

(完了報告)

第13条 土地境界明示測量が完了したときは、次の成果図書を本市に提出しなければならない。

- (1) 単価契約測量指示書
 - (2) 単価契約完了報告書
 - (3) 実測写真
 - (4) 土地境界明示図（調印用）及び電子データ
 - (5) 4級基準点測量の観測手簿、測量精度管理表、精度管理表等
 - (6) 補助基準点の設置及び境界測量等の座標計算書
 - (7) 横断面図
 - (8) 写真及び電子データ
- 2 成果図書の提出内容については、本市職員が指示する。
 - 3 成果図書は本市が保管する。
 - 4 成果図書等は、他に公表し、若しくは貸与し、又は使用してはならない。

（検査）

- 第14条 受託者は、本市職員及び受託者が本市に通知した主任技術者立会いのうえ、検査を受けなければならない。
- 2 成果図書について検査の結果、不合格であるときは再測量を命ずる。

（支払）

- 第15条 委託料の支払いは、四半期ごとに完了検査合格分を支払うものとする。
支払いに際して次の書類を提出すること。
- | | |
|---------------|------|
| (1) 引渡書 | (1部) |
| (2) 単価契約測量内訳書 | (1部) |
| (3) 請求書 | (2部) |

（委託予定数量）

- 第16条 委託予定数量は、土地境界明示依頼件数により増減が生じるものである。

（仕様書等）

- 第17条 仕様書等は、必要に応じ改訂があるため、単価契約測量指示書の指示年月日における最新の仕様書等によること。

（その他）

- 第18条 設計図書に明記されていない事項については、本市及び受託者双方が誠意を持って協議するものとする。なお、明記されていない契約上の事項については、京都市契約事務規則による。

測量作業共通仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、測量作業（以下「作業」という。）に関する共通事項を定めるものである。

(作業)

第2条 作業に係る内容は、次のとおりである。特に指定のない事項については、国土交通省公共測量作業規定に従うものとする。

(1) 4級基準点測量

ア 本市建設局道路明示課が設置した3級もしくは1・2級基準点を使用する際は京都市公共基準点使用承認申請書を提出すること。

イ 4級基準点鈿埋設を含む。

ウ 2級以上の性能を有するトータルステーション、GNSS測量機、セオドライト及び測距儀を使用すること。

(2) 補助基準点の測量

ア 2級以上の性能を有するトータルステーション、GNSS測量機、セオドライト及び測距儀を使用すること。

イ 本市職員が指示した測点数に基づいて測量を行うこと。

ウ トラバースは、閉合させること。

エ 測線長の平均は、45m未満を基準とすること。

オ 座標計算は、座標法による測点・測線長計算とすること。

カ 測量士による整備点検を行うこと。

(3) 現況実測平面図作成

ア 4級基準点測量または多角測量と併用すること。

イ 測量の区域は、本市職員の指示に従うこと。

ウ 4級基準点、4級基準点番号または多角点、多角点番号を表示すること。

エ 測量士による点検整備を行うこと。

(4) 境界確定測量

ア 多角測量と併用して境界確定測量を行うこと。

イ (2)のア～カと同じ。

ウ 座標法による地積計算及び境界線長計算とすること。

エ 境界点は、本市職員の指示に従うこと。

(5) 復元測量

ア 境界確認において境界を確定するうえで、法務局に提出済みの地積測量図、既明示の道路等公共用地境界明示図及びその他参考資料がある場合、多角測量と併用して復元測量を行うこと。

イ (2)のア～カと同じ。

ウ 座標法による地積計算及び境界線長計算とすること。

- エ 復元した境界点については、本市監督員の承認を得ること。
- (5) 横断測量
 - ア 縮尺については、本市職員が指示する場合を除き100分の1とすること。
 - イ 測量の箇所については、本市職員の指示に従うこと。
- (6) 調印図
 - ア 調印図（ケミカル用紙仕上げ）については、「京都市土地境界明示書等作成要領」に基づくこと。
 - イ 横断面図、境界点引照図、多角点網図その他軽微な図面を含むものとする。
 - ウ 調印図については、図面の配置等、本市職員の指示に従うこと。
 - エ 調印図は、本市が支給するケミカル用紙仕上げとすること。
- (7) 境界点引照図
 - ア 境界標及び境界点を設置したときは、近隣の構造物からそれぞれ2箇所以上の引照記録を作製して、境界標及び境界点が設置されていた箇所を復元することができるようにすること。
 - イ 境界標及び境界点の周囲の現況を写真撮影すること。
 - ウ 境界点引照図の作製の箇所については、本市職員の指示に従うこと。
- (8) 境界標の設置
 - ア 境界標（コンクリート杭）埋設標準図（別図）によること。
 - イ コンクリート杭、境界プレートは、本市が支給するものを用いること。

（計算の単位）

第3条 計算の単位は、次のとおりである。端数は、4捨5入とする。

- (1) 水平距離
 - ア m単位 少数点以下3桁
 - イ 計算の単位については、本市職員の指示に従うこと。
- (2) 水平角 秒位
- (3) 地積計算

地積計算は座標法によるものとし、単位及び桁丸めは以下のとおりとする。

 - ア 地積及び合計 m²単位 少数点以下6桁
 - イ 地積の表示 m²単位 少数点以下2桁

（実測図の縮尺）

第4条 縮尺は、原則としてD I D地区で250分の1、D I D地区外で500分の1とする。

2 前項に規定する縮尺以外の縮尺を適用するときは、不動産登記事務取扱手続準則第97条第2項に規定する縮尺に基づいて、本市職員が指示する。

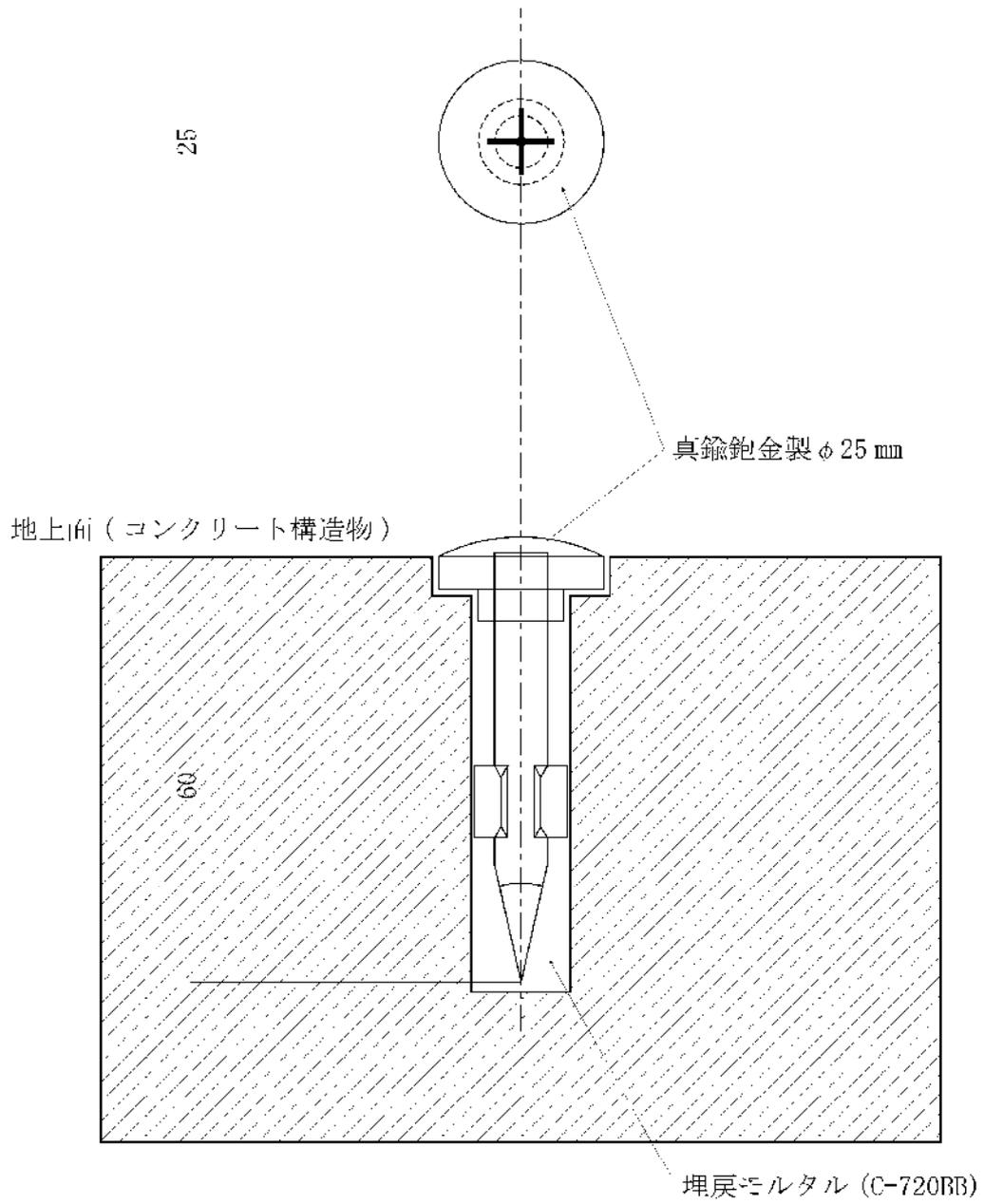
（測図記号）

第5条 測図記号は、「京都市土地境界明示書等作成要領」に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する測図記号以外の測図記号を用いるときは、国土交通省国土地理院の記号に基づき記入しなければならない。

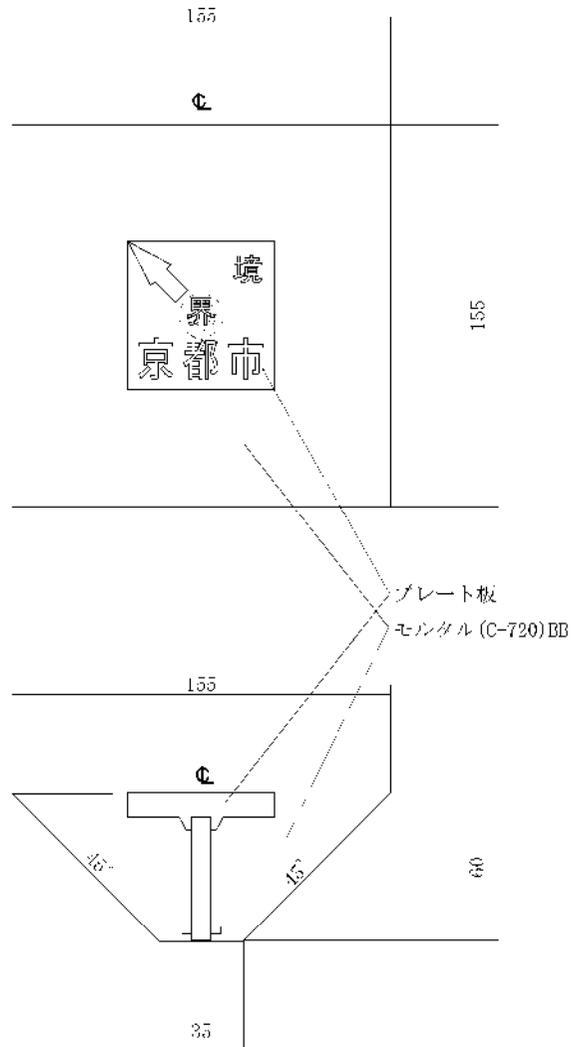
4級基準点埋設図

縮尺 1 / 1

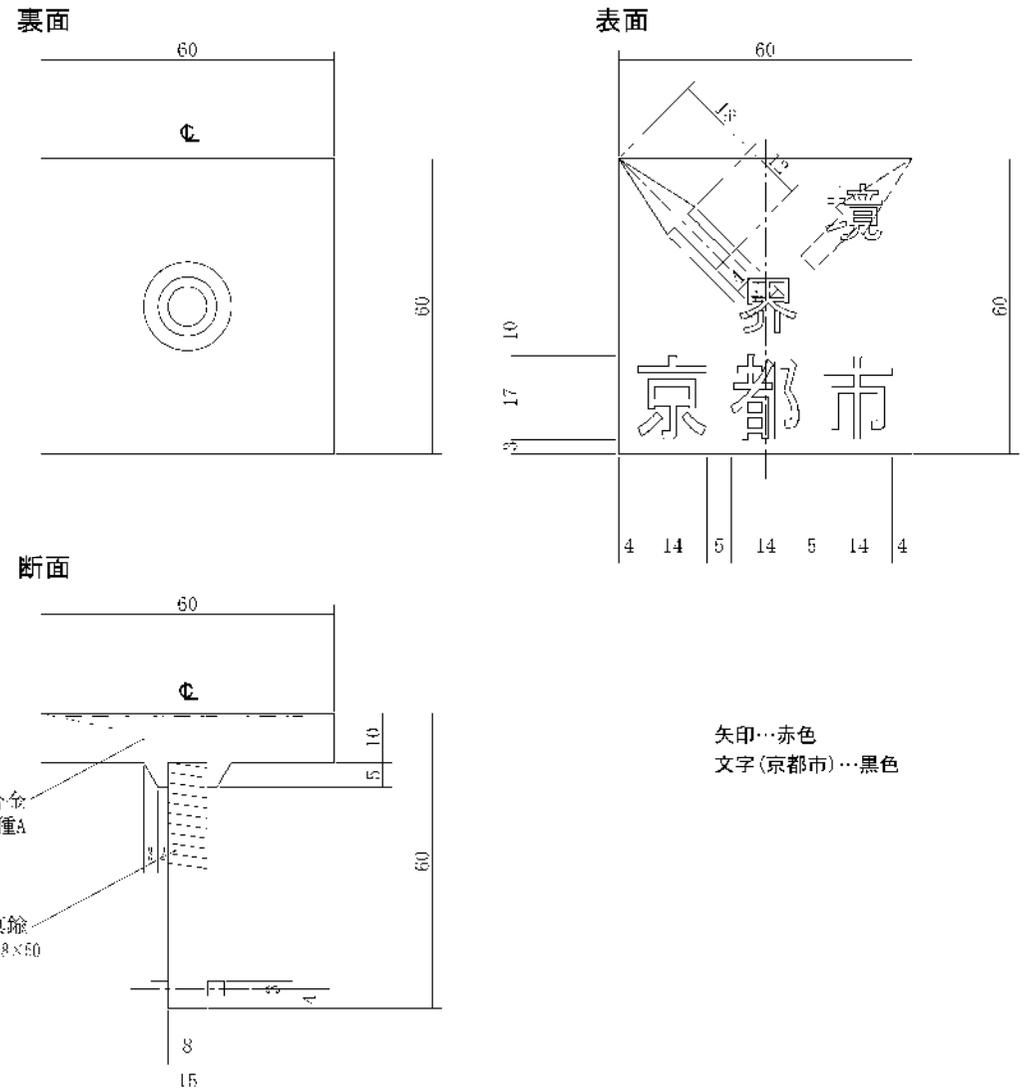


境界明示板据付工事標準図

構造図 縮尺1/2

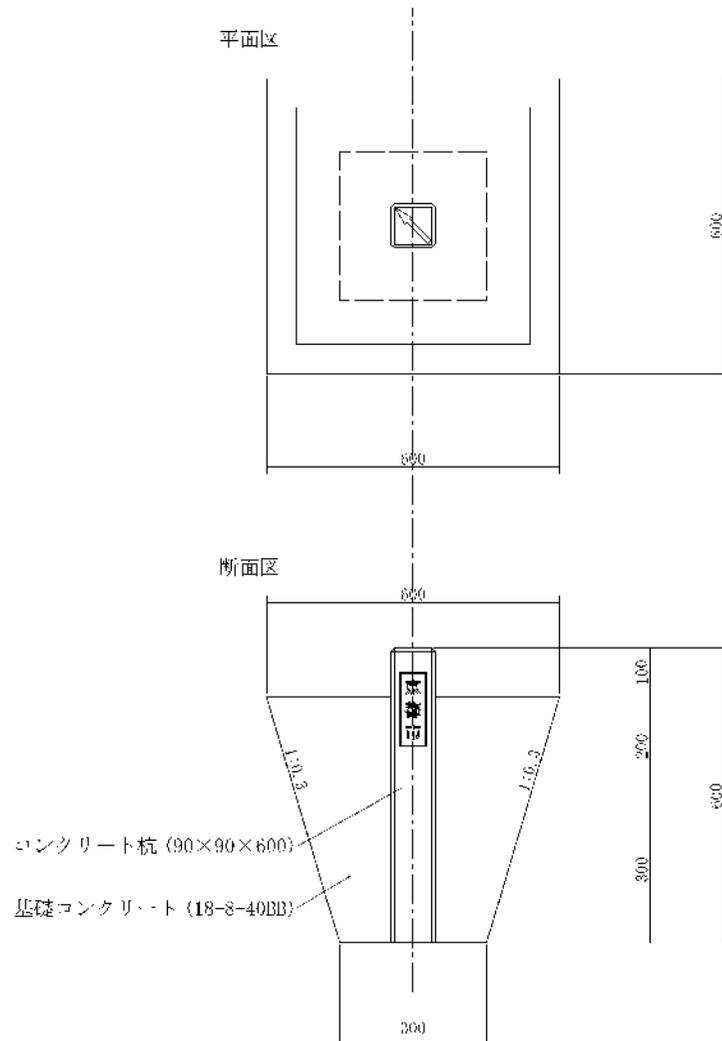


プレート境界標詳細図 縮尺1/1



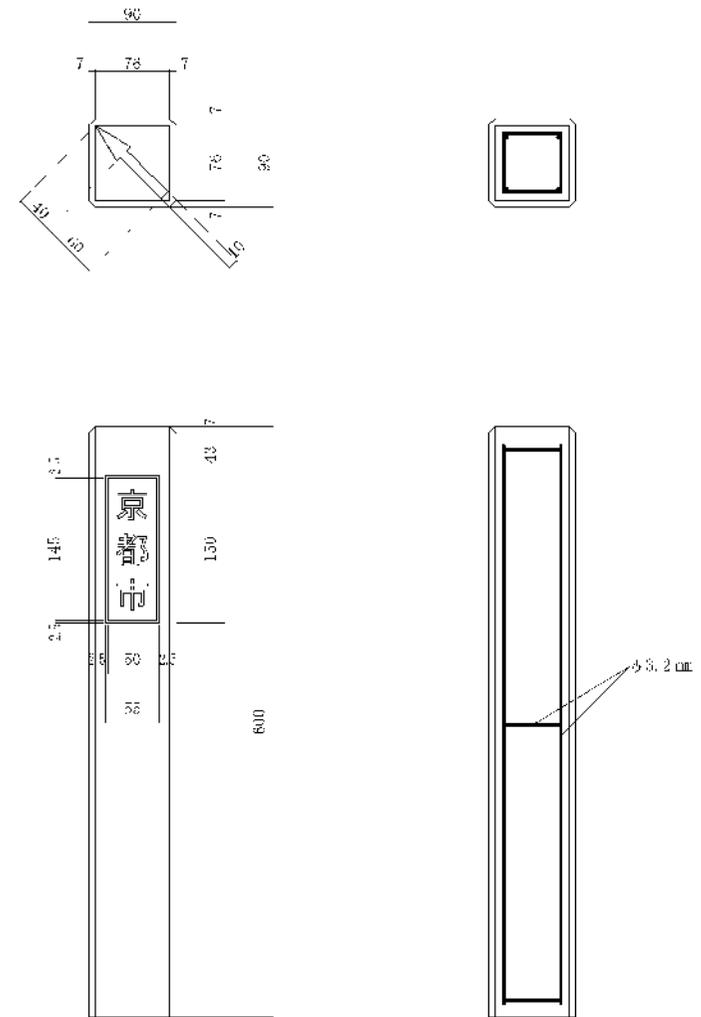
コンクリート境界標埋設工標準構造図

縮尺：1/10



コンクリート境界標詳細図

縮尺：1/5



京都市土地境界明示書等作成要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市公有財産規則（以下「規則」という。）第13条第3項に規定する土地境界明示書及び規則第4条第2項に規定する土地境界確認書（以下「土地境界明示書等」という。）の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 作業規程 国土交通省公共測量作業規程（世界測地系対応版、縮尺 1/500 地形測量）をいう。
- (2) 境界標 規則第6条に規定する境界標をいう。
- (3) 境界点 明示区間の起点、終点、折れ点、断面の変化点等の必要な基準となる点をいう。
- (4) 明示線 境界点と境界点を結ぶ直線をいう。
- (5) 引照点 境界点の特定又は復元を可能にするため近くに設ける補助点をいう。
- (6) 長狭物 里道や水路等の長狭な市有地及び国有地をいう。

(作業規程)

第3条 測量及び土地境界明示書等の作成については、この要領に基づくほか、作業規程に定めるところによる。

(測量)

第4条 測量は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) D I D地区内については、国土交通省が実施した都市再生街区基本調査事業の成果に基づく、街区基準点、補助点等（以下「公共基準点等」という。）の成果によることを原則とする。公共基準点等については、国土交通省国土地理院の基準点成果等閲覧サービスから確認できる。なお、街区点補助点については、建設局土木管理部道路明示課で閲覧又は使用承認申請が可能である。D I D地区以外でやむを得ず任意座標を使用する場合は、行財政局管財契約部資産管理課測量担当（以下「測量担当」という。）と事前に協議するものとする。官公署への同時申請が他にある場合、同一の座標系を使用する。
- (2) 平面図の縮尺は250分の1、横断面図の縮尺は100分の1を原則とする。ただし、測量担当と協議のうえ、他の縮尺とすることができる。この場合、不動産登記規則第77条第3項（平成17年法務省令第18号）の規定を準用する。
また、表示し切れない部分については、詳細図等で補うものとする。
なお、その他の図の縮尺は、任意とする。
- (3) 明示区間の境界点は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 各境界点間の距離が20メートルを超えないように境界点を設けることを原則

とする。

イ 直線上に設けた境界点の場合は、図面上に直線上の点であることを明記する。

ウ 境界点は、原則として隣接の境界点以外から2以上の永久構造物に引照点を設置し、引照点についても座標値を設けるものとする。

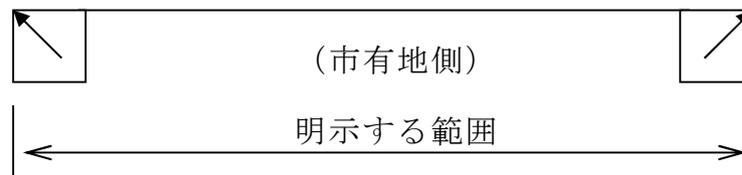
(4) 境界標の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 境界点には、原則として境界標を設置するものとする。

イ 境界標は、原則としてコンクリート杭（規則第1号様式）を設置するものとする。ただし、境界点の状況によっては、金属プレートを設置するものとする。これらによることが不適當な場合は、境界点にマーキングを行う等の方法によるものとする。

ウ 境界標は、明示する範囲内に埋標するものとし、市有地側から見て右側の端部は右斜め矢印、左側の端部は左斜め矢印の境界標とする。また、必ず市有地側に埋標するものとする（下図参照）。

なお、中間の境界標は、いずれの境界標とすることもできる。



エ コンクリート杭は、コンクリートで根巻きを行い、動かないよう堅固に設置する。金属プレートについては、アンカーだけでなく、プレート盤の天端がモルタル表面と一致するまで埋め込むものとする。

オ 測量は、境界標を設置した後に行うことを原則とする。

カ 境界標の設置前、設置後の写真を撮影し、土地境界明示書等と同時に提出するものとする。

(5) 土地境界明示書等に表示する測量範囲は、延長方向については明示箇所の両端から測量担当が指示する範囲とし、横断方向については明示線の直近の構造物又は明示線から5メートルの範囲とする。

(土地境界明示書等の作成)

第5条 作図作業は、作業規程に準じるほか、次の各号に定めるところにより行なうものとする。

(1) 土地境界明示書等は、原則として本市が支給するケミカル和紙に規則第3号様式のとおり作成し、黒書き、朱書きで印刷するものとする。ただし、これに換えて上質紙（A2サイズに限る）を用いて同様に作成してもよい。この場合は、測量担当と別途協議するものとする。

(2) 作成する図は、平面図、横断面図、詳細図及び多角点網図とし、当該図面に座標値一覧表を記載するものとする。

(3) 土地境界明示書等に表示する記号は、明示測量記号調書（別図）によるものとする。

る。

(4) 平面図の作成は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 原則として図面上方を北とし、方位記号を図面左方に表示する。図面上方を北とすることができない場合は、図面右方を北とし、方位記号を原則として図面左方に表示する。

イ 確定しようとする明示箇所既に確定した明示箇所が接続し、又は交差する場合は、当該明示図を復元するものとする。この場合、確定しようとする境界点に最も近接する境界点及び境界線を図示するとともに、近接境界点までの距離及び長狭物にあってはその名称及び幅員（市有道路敷 $W=○.○○m$ 等）を黒書きし、当該明示図の決定年月日及び決定番号を記載するものとする。ただし、申請地と同一の土地に係る明示を他の官公署に申請している場合は、決定年月日及び決定番号の記載は、不要とする。

ウ 平面図が1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて作成する。その場合は、各図面の接続部に実線を施し、前後10メートル程度を重複させるものとし、各図面の位置関係が分かるように分割図（別図参照）を余白に記載する。

エ 境界点の表示が煩雑となるため、距離等の記載が困難である場合は、詳細図により拡大表示する。

オ 確定しようとする明示線は朱書き実線とし、各境界点間の距離も朱書きとする。

カ 境界の起点及び終点は、朱書きの○印とする。ただし、起点又は終点が、既に確定した測量担当保管の明示線の点と接続する場合は、黒書きとし、接続境界点の点名の先頭に「既」と記入するとともに、当該明示図の決定年月日及び整理番号を記入する。

キ 行財政局管財契約部資産管理課（以下「資産管理課」という。）所管の水路敷、廃道敷及び廃溝敷等の長狭物を明示する場合は、それら長狭物両側の明示線、境界点及び各境界点間距離等は、朱書きとする。長狭物の端部については、朱書き実線で閉じるものとする。幅員は、朱書き破線で表示し、数値も朱書きとする。また、地番及び名称は、黒書きとする。

なお、資産管理課以外が確定する長狭物が平行する場合、資産管理課所管の長狭物と接する部分を除き、それらの敷地境界線、境界点及び境界点間距離並びに財産種別ごとの名称及び幅員（市有道路敷 $W=○.○○m$ 等）については、黒書きとする。

ク 引照点から各境界点又はトラバー一点までの線は、黒書き一点鎖線とする。

ケ 明示する土地についてのみ町名及び地番を表示し、黒書きとする。

(5) 横断面図の作成は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 原則として境界点を通る断面で、概ね20メートル間隔で作成する。ただし、断面の形状が変化する場合は、20メートル未満であっても作成するものとする。

イ 明示箇所の延長方向に対し垂直方向に測量を行い、明示線の直近の構造物又は明示線から5メートルまで作成する。

ウ 横断割線に視準方向を矢印で表示する。

エ 明示範囲の両端については、原則として作成する。

オ 明示線は、朱書きとする。

カ 資産管理課所管の長狭物を明示する場合は、当該長狭物両側の明示線及び幅員は、朱書きとする。資産管理課以外が確定する長狭物が平行する場合は、資産管理課所管の長狭物と接する部分を除き、財産種別ごとの敷地境界線、名称を黒書きとし、幅員を黒書き破線で表示し、数値も黒書きとする。

キ 境界点がある場合は、引き出し線の上に○印及び境界点名を表示する。

(6) 詳細図の作成は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 縮尺は、任意とする。ただし、境界点と周辺構造物との位置関係が一定の縮尺で表現できない場合は、縮尺にこだわらず、境界点の位置を分りやすく表示するものとする。

イ 境界点及び明示線は、朱書きとする。

ウ 平面図で境界点を明確に判別することができる場合は、作成を省略することができる。

(7) 補助基準点については、必ず2以上の引照点を設け、詳細図（点の記）を作成するものとする。

(8) 第6号及び第7号に規定する詳細図及び基準点網図については、原則として平面図と同一用紙に記載するものとする。図面サイズの関係で同一図面に収まりきらない場合は、本条第1号に規定する用紙を利用して、別図を作成することができる。なお作成は任意の様式とする。

(9) 座標値一覧表の作成は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア すべての境界標、境界点、引照点、補助基準点及び公共基準点等の与点の座標値を座標値一覧表に表示する。

イ 点名、座標値（X、Y）及び種別（コンクリート杭、金属プレート等）を表示する。

ウ 公共基準点等に基づく座標系により測量した場合は、表上部に「世界測地系」と表示する。

(10) 標題部の記入は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 所在地欄には、境界明示を行った市有地の区名、町名及び地番を記入する。当該市有地が2以上の町又は地番に及ぶときは、全町名及び全地番を記入する。

イ 名称欄には、当該図面において朱書明示線に接するすべての施設の名称を表示する。図面が複数枚にわたる場合は、各図面の朱書明示線が表示されている箇所の施設の名称のみを表示する。

ウ 実測年月日欄には、現況平面測量を行った年月日を表示する。

エ 縮尺欄には、平面図で用いた縮尺を表示する。

オ 決定年月日欄には、本市職員が明示決定年月日を記入する。

カ 図面が複数枚となる場合は、整理番号欄のハイフン（-）の右側に、何枚のうちの何枚目であるかが分かるように記入する（例 1 / 2、2 / 2、1 / 3等）とともに、分割図を標題欄の左横に表示する。

キ 市有地が国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定による譲与財産の場合は、図中の当該箇所に「※₁、※₂、…」の記号を付するとともに、標題部の左

横に、「※」＝平成17年4月1日国有財産特別措置法第5条第1項第5号による譲与財産」と記入する。

(土地境界明示書等への記名押印又は署名)

第6条 土地境界明示書等への記名押印又は署名（隣接地の所有者が個人である場合に限る。以下同じ）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市有地に隣接する所有者が土地境界明示書へ記名押印することにより境界明示を行う場合にあつては、当該隣接地の所有者は、自己の印鑑登録証明書を提出することとする。（京都市公有財産規則第13条4項 令和3年9月1日一部改正）
- (2) 市有地に隣接する所有者が土地境界明示書へ署名することにより境界明示を行う場合にあつては、当該隣接地の所有者は、別途定める自署であることを証明する報告書を提出することとする。ただし、この場合であっても、押印（印鑑証明書は不要）することが望ましい。また、登録印を押印し、印鑑登録証明書を添付する場合は、自署を証明する報告書は不要である。
- (3) 市有地に隣接する土地が共有の場合は、共有者全員の記名押印又は署名を必要とする。
- (4) 市有地に隣接する土地の所有者が死亡している場合は、相続人全員の記名押印又は署名を必要とする。この場合、記名押印又は署名した者が登記簿上の所有者の相続人であることが分かるように表示する。
- (5) 前号の場合、申請者（又は代理人）は、相続関係を証する戸籍謄本等を提出するとともに、相続関係図を添付する。ただし、戸籍謄本等の原本を提示し、写しを提出する場合は、原本の還付を認める。
- (6) 土地改良区が管理する水路の場合は、土地改良区の名称及び理事長の記名押印を必要とする。
なお、記名押印は、土地改良区の職員との立会いによる境界確認後に行うものとする。
- (7) 市有地に隣接する土地所有者が法人である場合は、実印を用いるものとし、法人の代表者事項証明書及び印鑑証明書を添付する。ただし、代表者事項証明書及び印鑑証明書の原本を提示し、写しを提出する場合は、原本の還付を認める。

(部落有財産への準用)

第7条 登記名義が「村中」、「大字中」等と記載されている部落有財産については、市有地」を「部落有財産」と読み替えてこの要領を準用する。この場合においては、土地境界明示書等には、地元管理者の記名押印を必要とする。

なお、記名押印は、地元管理者との立会いによる境界の確認後に行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定めるものとする。

附 則
(実施期日)

1 この要領は、平成18年2月1日から実施する。

(関係通知の廃止)

2 土地境界確認書の作成方法（昭和63年1月19日理財局長決定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和6年12月1日から実施する。

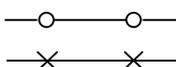
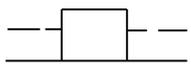
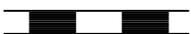
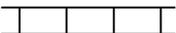
明示測量記号調書

1 文字

	フォント	文字サイズ
町名・家屋	明朝・ゴシック	特に設定しない。図面上見やすい大きさ
地番	ゴシック・FCフォント	レタリング100程度の大きさ
注記	明朝・ゴシック	特に設定しない。図面上見やすい大きさ
アルファベット・数字	ゴシック・FCフォント	赤字については、高さ3mmとする。 その他については、赤字とのバランスを考慮し見やすい大きさとする。
タイトル	明朝	特に設定しない。図面上見やすい大きさ
文字間隔		特に設定しない。図面上見やすい大きさ

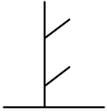
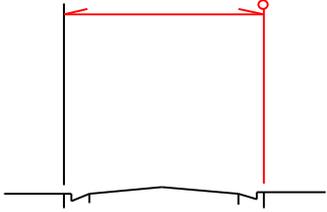
2 図面表記

(1) 平面図

家屋	 右側と下側に影を付ける。 (家屋線内側に二重線)
フェンス	
街渠柵	
マンホール	 下(下水道) E(電気) G(ガス) T(電話) 等
樹木(独立樹)	
樹木(生垣)	
樹木(庭園木)	
ブロック	
カズラ石	

舗装	As (アスファルト)	Co (コンクリート)	Gr (土)
	ILB (インターロッキング)	石張り (石張り)	
横断割線	幅員表示が下向きにならない限り、数字を横断方向の向きに合わせて表示する。		
敷地境界線	黒実線で表示		

(2) 断面図

家屋	 <p>屋根の表記はしない。</p>
旗上げ	<p>朱線は断面図を貫通させない。</p> 

(3) 網図

タイトル	基準点網図とする。
------	-----------

3 線

朱線	やや太め (0.20mm~0.25mm)
現況線	細線 (0.15mm~0.20mm)

4 座標一覧表

(1)境界点等の種別と記号

上から	基準(補助)点(T)	
	コンクリート杭(C)	
	京都市境界標の場合	京都市コンクリート杭(C)
	プレート(P)	
	京都市境界標の場合	京都市プレート(P)
	<small>びょう</small> 鋳(N)	
	ポイント(K)	
	既設コンクリート杭(既C)	
	既設プレート(既P)	
	<small>びょう</small> 既設鋳(既N)	
	既設ポイント(既K)	
	引照点(I)	の順とする。

(2)項目

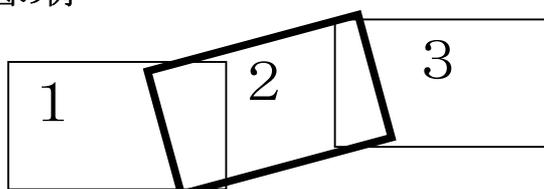
左から	点名(点の記号の後に順に番号を付する)	
	X座標	
	Y座標	
	種別	の順とする。

(3)種別

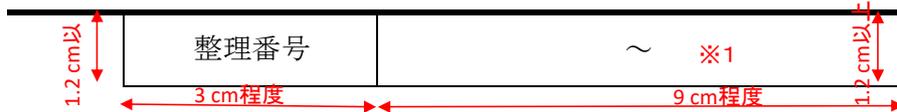
引照点は引照点と表記せず、現況の種類のみを表記する。

5 分割図

分割図の例



※ 和紙等に記載する事項（図面タイトル欄等）について（お願い）



- 図面作成する『整理番号欄』及び『表題欄の枠組み』，字の大きさやバランスはこの見本に従ってください。
- 決定手続き後，整理番号欄は「区名 ~ 整理番号（数字）」の順にゴム印を押します。□内の中心付近に ~ の記載を忘れないようにお願いします。また、複数枚にわたる場合は、右端に、1/〇、2/〇と入れてください。（※1）
- 所在地の欄は，申請された土地でなく，本市職員が立会いたした，『京都市有地の町名及び地番』を記載してください。（※2）
- 名称の欄には，本市職員が指示する『施設名称』を記載してください。（※3）
- 実測年月日は，現況平面測量を行った年月日を記載してください。（※4）
- 縮尺欄は，実際に作図した平面図の縮尺を記載してください。（※5）
- 決定年月日欄は，見本のとおり『令和 年 月 日』のみ記載してください。空欄の箇所は，本市において，日付ゴム（土地境界決定日）印を押します。
なお，誤って記載された場合は，押印等の取直しをお願いすることになりますのでご注意ください。（※6）
- 土地境界明示書への署名押印は，登記事項に記載されている内容でお願いします。なお，住所，氏名が異なる場合は，本人確認のため，住民票，戸籍謄本の写しの提出をお願いすることになります。



市有地と隣接する土地との境界は、
本図朱書のとおりであることを認めます。
令和 年 月 日

〇〇町
1番の所有者

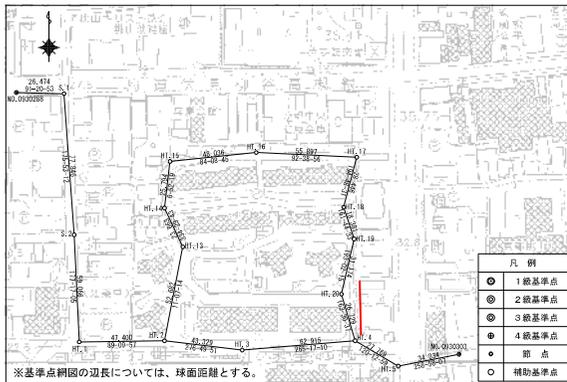
△△町
16番3の所有者

△△町
17番の所有者

△△町
19番
20番
21番の所有者

参考図

基準点網図 S=1:2500



世界測地系 厳密網
(ジオイド2011使用)

点名	X座標	Y座標	標高	シオイト高	種別
NO.0930288	-118352.349	-21410.976	26.108	37.427	既設3級基準点
NO.0930303	-118496.302	-21165.337	29.506	37.432	既設3級基準点
S.1	-118352.972	-21384.512			補助基準点
S.2	-118430.610	-21378.929			補助基準点
HT.1	-118489.604	-21376.131			補助基準点
HT.2	-118488.914	-21328.740			補助基準点
HT.3	-118494.067	-21285.723			補助基準点
HT.4	-118488.897	-21223.027			補助基準点
HT.5	-118502.871	-21199.033			補助基準点
HT.13	-118437.226	-21318.580			補助基準点
HT.14	-118415.871	-21328.768			補助基準点
HT.15	-118390.265	-21325.682			補助基準点
HT.16	-118385.366	-21277.901			補助基準点
HT.17	-118387.949	-21222.069			補助基準点
HT.18	-118415.448	-21229.339			補助基準点
HT.19	-118432.902	-21223.581			補助基準点
HT.20	-118463.270	-21230.613			補助基準点

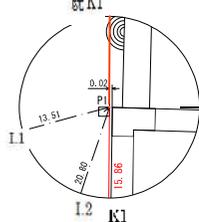
平成26年4月1日標高改定済み

(平均縮尺係数 0.999906)

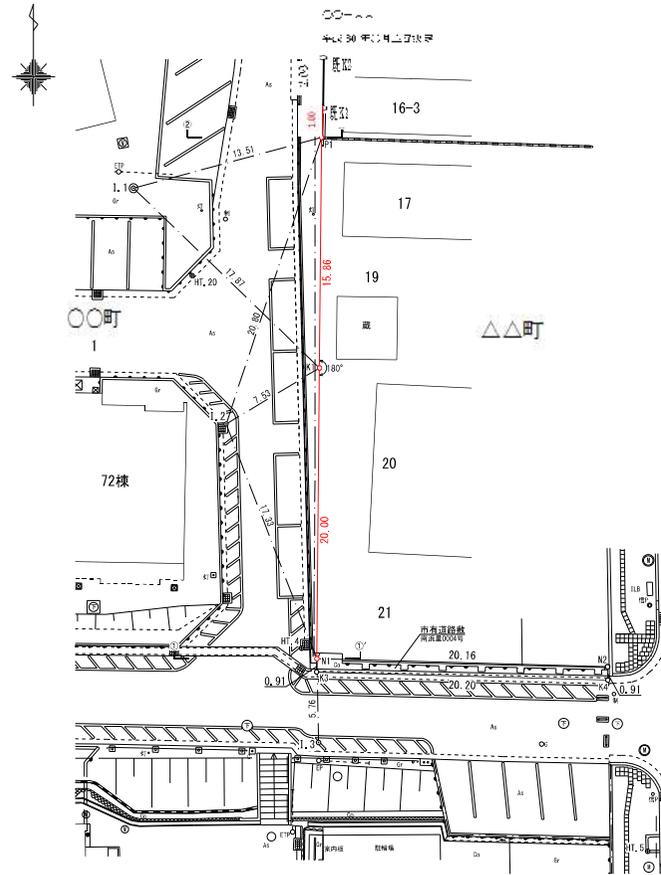
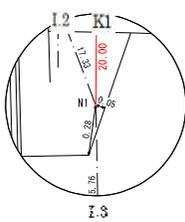
世界測地系

点名	X座標	Y座標	種別
P1	-118453.762	-21221.642	プレート
N1	-118489.822	-21221.967	紐
N2	-118490.172	-21201.811	紐
K1	-118469.622	-21221.967	ポイント
K3	-118490.525	-21221.992	ポイント
K4	-118491.086	-21201.801	ポイント
既K1	-118442.357	-21221.533	既設ポイント
既K2	-118332.227	-21221.423	既設ポイント
I.1	-118457.256	-21234.688	マンホール中心
I.2	-118473.476	-21228.758	紐
I.3	118495.353	21221.05	紐

詳細図 P1
S=1:50

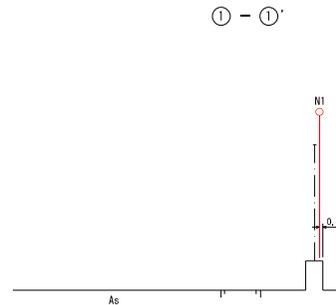


詳細図 N1
S=1:50

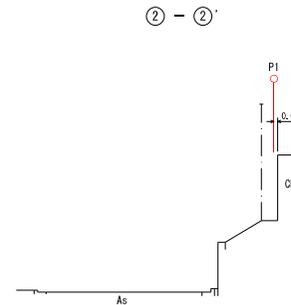


横断面図 S=1:100

①-①



②-②

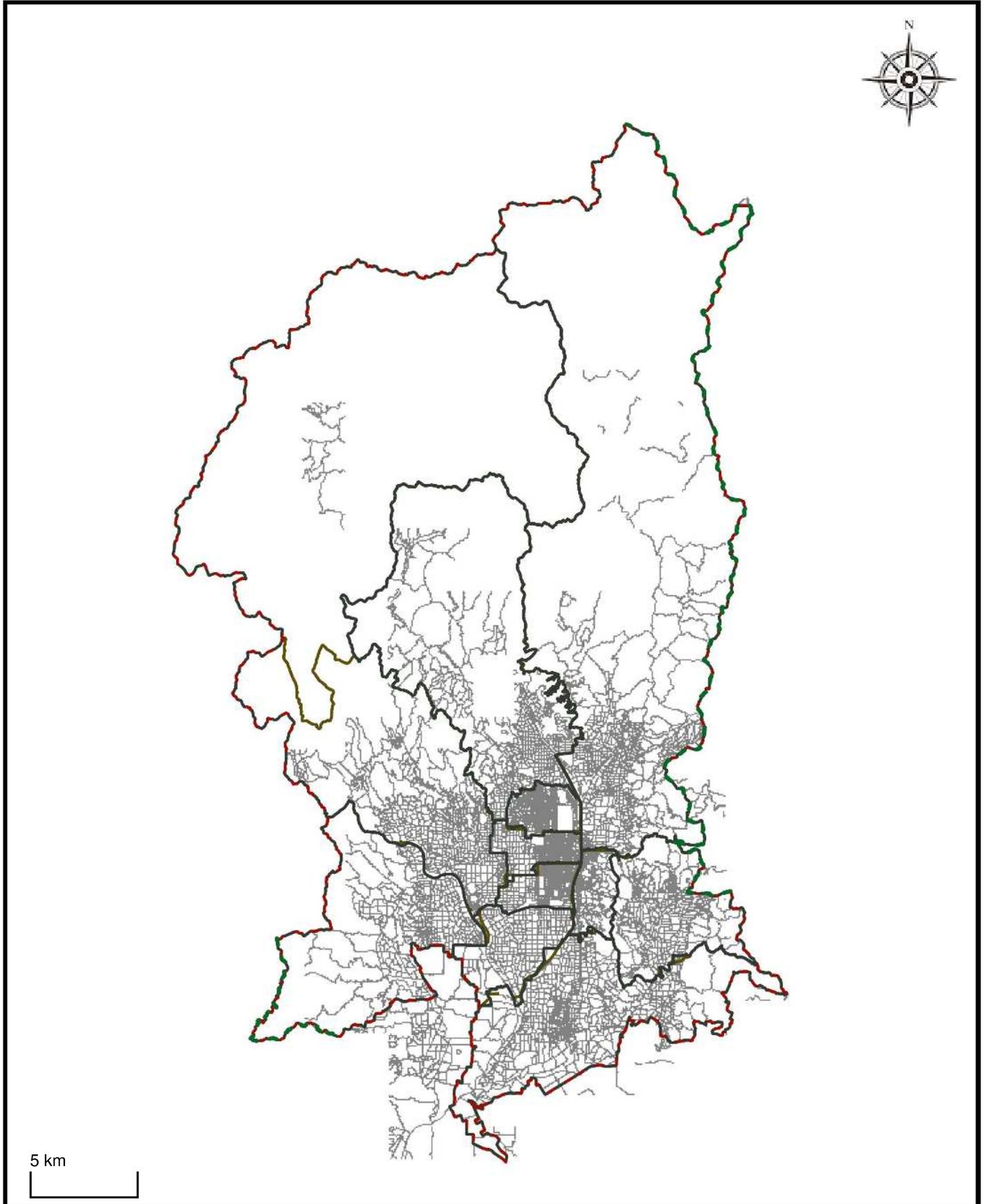


件名	土地境界明示書
所在地	〇〇区〇〇〇町 1番
名称	〇〇市営住宅
実測年月日	令和〇〇年△△月××日
縮尺	1/
決定年月日	令和 年 月 日

京都市全域

135.472809,35.372582

135.976944,35.372582



135.472809,34.857028

1 / 250000

135.976944,34.857028